

# 【スキャナ保存制度の要件が緩和されました】



こんにちは、副代表の榎本孝史です。

今回は、最近よくご質問を受ける、スキャナによる書類保存についてご紹介します。

急速に技術が進歩し、法改正も要件の緩和の方向で進んでいます、まだまだ実務的には難しいものでした。

平成 28 年税制改正で大きな改正があり、やっと中小企業でもトライできそうな環境が整ってきました。

## 1. スマホ、デジカメでレシート・領収書の写真をとって保存できるようになりました。

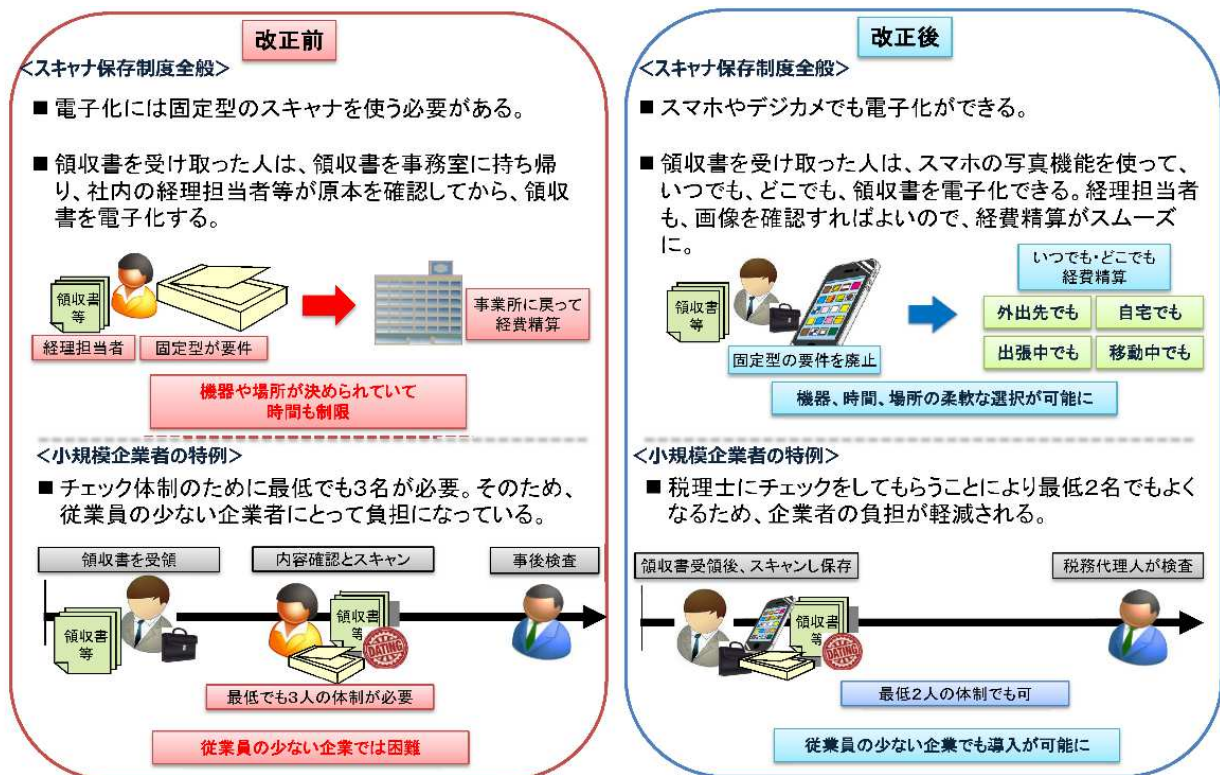
今までは固定型のスキャナが要件だったため、社外で受け取ったレシートを会社に持ち帰って複合機やスキャナで取り込む手間がありました。スマホで撮った写真も OK となるので、レシートを受け取ってすぐにスマホで撮って保存が完了となります。

## 2. チェック体制の緩和(小規模企業者限定 ※従業員 20 名以下)

従来は「社員」がスキャンしたデータを「経理」がチェックして、さらに「第三者」のチェックが必要でした。

確かに税務署からすれば、データのみで経費計上を認めるわけですから、厳格な基準を設けるのは当然ですが、今回の改正で「第三者」が税理士の場合には、社内の「経理」のチェックは不要となりました。

例えば、社長が外出先で撮ったレシートが自動でクラウドに保管され、それを税理士がチェックすれば OK ということです。



(出典)「経済産業省資料」

この改正に合わせて、会計ソフトメーカーの動きも活発になっており、特に今まで導入のネックになっていた「タイムスタンプ ※スキャンした画像ファイルに付加する電子の日付印」を組み込んだ新サービスも発表されています。

これらのサービスは、単に書類保存だけでなく、クラウドに飛ばしたレシートの画像をOCR機能で解析して「日付」「金額」「店舗名」までデータ化し、さらに人工知能で「勘定科目」まで設定して会計帳簿を自動で作成できるものになるようです。

弊社でもお客さまにご案内できるように、各社のサービスの比較検討を始めております。

ご興味がある方は、ぜひ弊社担当者までお問い合わせください。

(税務第二部/副代表 榎本孝史)